



平成 27 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 日 本 バ イ リ ー ン 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 俊 雄
(コード番号 3514 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 神 澤 敏 文
電 話 番 号 (TEL 03-4546-1111)

株式併合及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 29 日付け当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成 27 年 10 月 29 日付け当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 27 年 12 月 24 日まで整理銘柄に指定された後、平成 27 年 12 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、平成 27 年 10 月 29 日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
平成 27 年 12 月 30 日をもって、平成 27 年 12 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式 5,865,220 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
52,786,975 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
52,786,984 株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
9 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
36 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、フロイデンベルグ エスイー (Freudenberg SE) (以下「フロイデンベルグ」といいます。)、東レ株式会社 (以下「東レ」といいます。) 及び F T ホールディングス株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) 以外の株主の皆様が保有する当社普通株式の数は、1 株に

満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てフロイデンベルグ、東レ又は公開買付者に売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社普通株式の数に公開買付者が平成27年8月10日から平成27年9月24日までを公開買付期間として行った当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格と同額である1,200円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数は減少することとなります。かかる点をより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元1,000株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株主の権利制限）の全文並びに第11条の一部を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該変更の内容は、平成27年10月29日付け当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成27年12月30日に効力が発生いたします。

3. 株式併合の日程

| | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 取締役会決議日 | 平成27年10月29日 |
| ② | 臨時株主総会開催日 | 平成27年11月27日 |
| ③ | 整理銘柄指定日 | 平成27年11月27日（予定） |
| ④ | 売買最終日 | 平成27年12月24日（予定） |
| ⑤ | 上場廃止日 | 平成27年12月25日（予定） |
| ⑥ | 株式併合の効力発生日 | 平成27年12月30日（予定） |

以上